

職員の給与に関する報告及び勧告について（談話）

令和 2 年 10 月 21 日
長 崎 県 人 事 委 員 会
委 員 長 水 上 正 博

本日、本委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与について報告及び勧告を行い、この勧告が実施されるよう要請いたしました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、民間給与の実態調査を、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施しました。ボーナス等に関する調査については、6月29日から実地によらない方法により先行して実施し、実地が基本となる月例給に関する調査については、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から実施しました。企業活動に大きな影響が生じている中での調査となりましたが、ボーナス等に関する調査の完了率は非常に高いものとなりました。調査に対して御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

ボーナスに関する調査の結果、県内民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が職員の支給月数を0.06月分下回っていました。

この結果、本年の職員のボーナスについては、人事院が本年10月7日に勧告した国家公務員の給与改定の内容に準じて改定するよう勧告したものであります。

なお、月例給及び職員の人事管理に関することについては、別途必要な報告及び勧告を行うこととしております。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与等を確保する機能を有するものであり、長期的な視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、人材の確保、職員の士気の保持、ひいては県行政運営の安定に資するものと考えております。

県民各位におかれましては、人事委員会勧告制度の趣旨について御理解をいただきたいと思っております。

県職員の皆さんにあっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまでにない勤務環境の下、日々全力で県行政の推進に取り組んでおられることに敬意を表します。引き続き、県民の安全・安心な生活を守るとともに、県民からの期待と信頼に一層応えられるよう、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努めるとともに、高い倫理観と使命感を持って職務に精励されるよう要望します。